

書評 Graham Hassall and Cheryl Saunders, Asia-Pacific Constitutional Systems

著者	大友 有
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	46
号	10
ページ	84-86
発行年	2005-10
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007530

Graham Hassall and Cheryl Saunders,

Asia-Pacific Constitutional Systems.

Cambridge and New York: Cambridge University Press, 2002, xi + 314pp.

お お とも なお
大 友 有

はじめに

本書は、オーストラリア出身の2人の著名なアジア研究者による共著である。グラハム・ハッサールは、太平洋諸国、特にメラネシア諸国の政治研究の専門家であり、もうひとりの著者、チェリル・サンダースは、比較法・国際法研究の第一線で活躍する法学者である。

本書は、アジア太平洋地域の国と地域を対象として、被植民地からの独立と憲法の起草、立法システムや選挙制度といった憲法の運用、そして民主主義と法規範という切り口で、事例を挙げながら各国、各地域の憲法システムを分析し、さらには、グローバルな視点でアジア太平洋地域の現代憲法秩序を考察しようとする大著である。

本書は、非常に多くの国と地域を分析の対象としており、巻末のアジア太平洋地域各国の憲法関連事項クロノロジーをみると、39の国と地域を対象としていることがわかる。具体的には、東アジア地域では、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、香港、マカオ、台湾の4カ国および2地域、太平洋地域では、キリバス共和国、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、北マリアナ諸島、クック諸島、ニウエ、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、

ハワイ、グアムの12カ国および7地域、東南アジア地域では、インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、ラオス人民民主共和国の9カ国、そして、南アジア地域では、インド、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国の5カ国である。

これらの国と地域の名称を並べただけでも、本書が、広範で、かつ、政治体制、歴史、民族、宗教、言語、経済状況など、あらゆる点で多種多様な地域を分析の対象としようとしていることが容易にわかる。本書は、これらの国と地域に関する膨大な文献資料にあたることで、多様性を特徴とするアジア太平洋地域における各国、各地域の憲法システムの発展と運用を分析し、さらにはこれらの地域全体の憲法秩序を論ずることに挑戦している。

概要

本書の構成は、次のようになっている。

- 第 部 グローバル時代の夜明けにおける近代性と国民国家
 - 第 1 章 伝統的国家と植民地化
 - 第 2 章 近代憲法
 - 第 3 章 憲法の起草
- 第 部 近代憲法
 - 第 4 章 立法
 - 第 5 章 代表選出
 - 第 6 章 国家元首
 - 第 7 章 憲法改正
- 第 部 民主主義と法規範
 - 第 8 章 裁判所と司法制度
 - 第 9 章 憲法に基づく権限の停止
 - 第 10 章 権限委譲
- 結 論 ポストモダンと立憲主義
- 付 録 アジア太平洋地域における憲法関連事項クロノロジー

目次をみてわかるとおり、本書では、アジア太平

洋地域諸国の憲法システムを大きくわけて3つの枠組みでとらえ、そこに各国の例を挙げながら分析を加えている。

まず、第 部では、アジア太平洋地域諸国の憲法の特徴を西欧諸国による植民地支配からの独立という枠組みでとらえ、民主主義国家・社会主義国家・民族国家それぞれにおける憲法の生成過程を例として挙げながら、西欧諸国の植民地支配から脱却したアジア太平洋諸国の憲法が有する特徴を国民の権利の観点から分析している。

本書は、アジア太平洋地域の憲法の生成過程を分析するなかで、アジア太平洋諸国を西欧諸国による植民地からの独立と「近代」への欲求から憲法を得るに至った「ポスト・コロニアル」国家ととらえ、その憲法の価値や憲法システムに独自性が求められていたとしても、結果としてその運用はかつての宗主国の憲法や法システムの影響から逃れることはできなかったと指摘し、また、それらの国では、法は一部のエリートの利益を代表するものでしかなかったと指摘している。それと同時に、現代のアジア太平洋地域の国や地域における法システムが、同質な社会を前提とした西欧的法システムとエスニック・グループを包含するアジア太平洋地域の既存の社会的慣習とが融合した独特の法システムであることを検証し、アジア太平洋地域の既存の伝統的価値観と、たとえば、人権概念といったような西欧から導入された新たな民主主義的価値観の融合など、いくつかの問題点を提示している。

第 部では、アジア太平洋地域諸国における民主主義の実現に焦点をあて、政党システムや市民社会の質が重要な鍵となる選挙制度などについて分析を加えている。

まず、アジア太平洋地域諸国において、立法過程と議会プロセスがどのようにして移植され、議会制民主主義において重要とされるチェック・アンド・バランスの機能がうまく作用しているか否かの検証を行っている。さらに、アジア太平洋地域諸国における政党システムと政治の不安定性に着目し、アジア太平洋地域と西欧社会における政党システムと議会制度の相違について指摘している。

次に、代表選出、すなわち、選挙制度と選挙における不正などについて各国の例を挙げながら概観し、第 部の最後では、国家元首の役割について分析を加えている。

アジア太平洋地域諸国において、国家元首にいかなる役割と責任をもたせるかは、それぞれの国のもつ法システムにより様々な様態があることを各国の例を挙げながら証明したうえで、他の国家機関や世論と理解しあう能力が重要である点は共通していると指摘している。

第 部では、アジア太平洋地域諸国における司法制度について特徴的な例を挙げながら論じ、さらには、非常事態における権限行使について、地域ごとの検証を行うとともに、最近の事例を紹介している。

さらに、アジア太平洋地域において、連邦制をとる国を例として挙げ、権限委譲について地域ごとにそのシステムを紹介している。たとえば、東南アジア地域では、マレーシアにおけるサバとサラワクの地位や、インドネシアのアチェ特別州、香港などの例を紹介している。また、仏領ポリネシアやニューカレドニア、パプアニューギニアなど、太平洋地域の国や地域についても詳細な例を挙げている。

本書は、事例を通して、被植民地からの独立、憲法の運用と実践、司法制度と意思決定という切り口で、アジア太平洋地域の国と地域の憲法システムの分析を試みているが、本書が最終的に示すのは、グローバリズムという価値観の誕生によるアジア太平洋地域諸国の憲法の次なる可能性である。

本書は、既存の価値観が新しく転換することにより、アジア太平洋地域諸国における憲法とその実践・運用が大きく変容を遂げることを予見している。すなわち、これまでの同質であることを前提とする社会の概念が多様性の価値を認める方向へ転換したことが、憲法や政策運営のうえで大きなインパクトを与えると指摘し、さらにグローバルな価値観が、既存の主権国家概念に対し批判的な修正を求める結果、アジア太平洋地域諸国における憲法の運用と実践も大きく変容するであろうと予想するのである。

アジア太平洋地域において、憲法をめぐるダイアローグが再び沸き起こるのは予想以上に早く、憲法

の実践と運用の見直しは、今、予見しうるよりもさらに大きな規模で行われるであろうと結論づけている。

論評

これまでみてきたように、本書は、きわめて広範な地域を対象としており、それぞれの国や地域の政治体制、歴史、民族、宗教、言語、経済状況は多種多様である。この多種多様な国や地域をいくつかの枠組みで検証し分析する作業がいかに遠大で膨大であったかは、巻末のクロノロジーをざっと眺めただけでも容易に想像しうる。

しかし、これだけの地域を対象として論ずることには、やはり限界を感じざるを得ない。たとえば、西欧システムの導入とアジア独自の社会的慣習の融合、そしてそのなかから生まれた憲法システムにおける民主主義の展開を議論することは、わかりやすい切り口ではあるが、しかし、それだけをとっても、アジア太平洋地域の各国がもつ、歴史的背景や宗教に由来する社会的慣習などは各国・各地域によりそれぞれ異なるため、共通の条件のもとに議論するこ

とは不可能である。地域全体に共通して指摘できる点もあるが、しかし、それはこの地域のもつ多様性の前には、そのインパクトは弱いものになってしまう。

これだけの多種多様な地域を分析の対象とする本書が、国や地域の事例を挙げれば挙げるほど、本書全体のもつ統一感や説得力が薄らいでしまう印象を与えるのは、皮肉なことではあるが、当然の帰結であろう。

しかし、本書はアジア太平洋地域諸国における憲法システムを学び始めたばかりの初学者にとっての入門書としては、十分すぎるほどの大著である。本書は、それぞれの国や地域の憲法システムの研究を行ううえで、分析の手法や枠組みを考える手がかりとなり、さらなる資料収集と分析への入り口ともなるであろう。また、何らかの共通性をもつ地域を対象として憲法システムを研究しようとする場合には、その参考書として有益であろう。巻末の各国の憲法関連事項に関するクロノロジーは、本書を読み進めるうえでの一助となる。

(亜細亜大学法学部非常勤講師)